

第11回 地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会

日時：平成24年10月16日(火) 14:00～

場所：合同庁舎2号館7階 省議室

【碓井座長】 皆様、こんにちは。御多用の中お集まりくださいますありがとうございます。ただいまから第11回自主性・自立税制研究会を開会させていただきます。

議題に入ります前に、本日は、新しく就任された石津政務官に御出席いただいておりますので、御挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【石津総務大臣政務官】 改めまして皆さん、こんにちは。ただいま御紹介いただきました石津政雄でございます。このたびの内閣改造で総務大臣政務官を拝命いたしました。まだまだ不慣れな身でございますので、今後とも各先生方の御指導のほどをよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

【碓井座長】 ありがとうございます。

本日、石井委員が御欠席でございますが、選挙期間中ということもあり、どうしても出席できないということを皆様にお伝えしていただきたいということですので、申し添えさせていただきます。

本日の議題でございますが、お手元にもございますように、報告書(案)の審議をお願いしたいと存じます。それでは、事務局から、この報告書(案)についての御説明をお願いいたします。市川企画官、お願いいたします。

【市川税務企画官】 資料につきまして御説明させていただきます。資料でございますが、資料1、資料2、資料3と御用意しておりますけれども、資料1、資料2につきましては、先生方にはお忙しい中、事務局のほうにいただきました意見をまとめておるものがございます。資料1につきましては、今までいろいろと論点が出されました法定外税について、いろいろとこちらのほうで論点設定させていただきまして、それについての御意見を先生方からいただいたところでございます。資料2につきましては、事前に法定外税以外のところにつきまして報告書(案)を御送付させていただきまして、それについての法定外税以外の部分についての御意見をいただいたものをまとめさせていただいております。資料3が報告書(案)全体のものでございます。こちらにつきまして、資料1と資料3を見比べながら御説明させていただければと思います。

まず資料1、法定外税のところでございますけれども、資料3の報告書本体でございま

すと11ページになります。11ページに4としまして、手続面の関与及び要件面の関与についての見直しの方向性についてここでまとめておるところでございますけれども、

(1) につきましては、検討に当たっての前提ということで、現行制度の御説明をしております。現行の非課税要件が上の3つ、それから、総務大臣の同意の際の要件というのが3つございます。これらにつきましては、現行制度を述べさせていただいております。

(2) でございますが、資料1と対応いたしますのが1番目の論点でございます。これにつきまして、まずこちらのほうから全体の方向性として、国の関与を簡素化・透明化する方向で基本的に検討していくことでよいかといったところで論点を設定させていただきましたが、多くの委員の先生方から、そういった方向での意見をいただいたところがございます。

そこで11ページの(2)のところでは、大きな方向性として、本研究会としては、法定外税制度の国の関与の見直しについて、地域主権改革の理念を踏まえ、簡素化・透明化する方向で見直していくべきとの結論を得たというふうな形で、大きな方向性を打ち出させていただいているところでございます。それから、その下の「また」以降のところでございますが、ここで資料1でございますと、2の論点設定とさせていただきまして、その場合の国の関与の簡素化・透明化としての検討の方向性、全体としての方向性について、先生方からいただいた御意見につきまして、それぞれポツのところ、11ページから12ページにかけて記載させていただいております。

続きまして、本文の(3)でございますが、こちらのほうは資料1でございますと、1枚おめくりいただきまして、3番目の論点でございます。前回までの御議論で、「同意を要する協議制」から「同意を要しない協議制」とする方向で検討すべきとの意見をいただいたところがございます。これにつきましての基本的な御意見をいただいたところでございますが、資料1を見ていただきますと、下の方に大きな○がございますが、1番目から4番目までにつきましてはその方向、「同意を要しない協議制」ということでいいのではなかろうかといった御意見。それから、5番目、6番目、次のページにいきまして7番目につきましては、それに対しまして、租税外部性の観点からいろいろ影響が大きいのではなかろうかと、そういった御意見があったところがございます。

一方で、その次の3ページの2番目の○でございますが、租税外部性についての考え方として、もともと租税外部性をもたらさないような税があるのか。または租税外部性の大小を判断するような客観的な指標があるのかとか、それから、国の全体利益という抽象度

の高いものではなくて、もう少し具体的なもので、国がどの範囲において関与を行うのか明示することが必要ではないかといった御意見もあったところでございます。一方で、その3つ目以降につきましては、もう一つの案としまして、冒頭の案が全体的に「同意を要しない協議制」へ移行するべきという案に対しまして、一部のところ、国が本当に関与しなければいけないところに限って、「同意を要しない協議制」へと移行してはどうかというような意見を4点いただいております。最後のところでは、その案に対しまして、では実際にどうしても関与しなければならないという場合を限定列挙できるのかといった御意見をいただいております。

行ったり来たりで恐縮でございますけれども、報告書（案）につきましては、この3つの考え方についてまとめさせていただいております。12ページの（3）冒頭のところでは、「同意を要しない協議制」とする方向で検討すべきとの意見があったといったところをまとめさせていただいております。その下の是正の要求の説明書きの下でございますが、その下の段落のところでも外部性の話をまとめさせていただいております。13ページにいきまして、「また」以降のところでは、もう一つの具体案としましては、一部について、国の関与が必要ないところにつきまして、「国の同意を要しない協議制」とする案を記載させていただいております。

本文のほう、次の（4）以降につきましては、「同意を要しない協議制」といった意見が多くございましたので、これにつきましてのもう少し具体的な論点というのを検討しているといったところでございます。1つ目の論点としましては、①としまして、事後的な統制となることについてどう考えるかといったところでございます。これにつきましては、資料1で申しますと、3ページの①となっている論点設定、是正の要求とこれに伴う司法手続は原則として事後的な手段であり、違法な場合等に限られることをどう考えるのかといったところの論点でございます。これにつきましては、いただいた御意見を反映させていただいておりますけれども、法定外税は限界的な税、それから、地方団体の自主的な判断を尊重するとの発想に基づくものなので、厳しい事前統制というのは必要ないのではなかろうかといった御意見。それから、一般的に事前の行政的規制から事後的な司法統制へとといった流れがあるので、そういった流れに則したものではなかろうかといった意見がございました。

それから、もうちょっと違う御意見としまして、3つ目でございますけれども、国からの是正要求というのを、一般的には課税処分、事務処分が行われた後に行われるところで

はございますけれども、それを、課税処分を行う前にとる制度とすれば足りるのではないかと、そういった意見があったところでございます。これにつきまして、本文では、13ページの下段、これらの点については次のような意見があったといったところで、それぞれ記載させていただいておるところでございます。

続きまして、資料1の4ページでございます。報告書本体につきましては、14ページを御覧いただければと思います。もう一つの論点としまして、訴訟手続の負担が重いという御意見、こういったところをどう考えるのかといったところでございます。これにつきましては、1つ目はそういった御意見でございます。2つ目につきましては、権力主体である地方団体と納税者を同列に並べることはどうかといった御意見。それから、制度を創設する地方団体には責任があるので、訴訟手続の負担を問題にするのは筋違いではなかろうかといった御意見。それから、現行の協議制と司法的な解決手段というバランスを考慮しまして、漸進的な制度改正を積み重ねるべきではなかろうかといった御意見がございました。これにつきまして、14ページの2段落目のところ、「イについては」といったところで記載させていただいておるところでございます。

次の3番目の論点でございますけれども、これにつきましては、同意の範囲、不同意の範囲というのが、現行と比べると実質的に縮小するのではなかろうか。それについてどう考えるかといった論点でございますが、上の2つの○につきましては、結果的に合理的なものであるならば、それは問題ないのではなかろうかといった御意見を2ついただいております。3つ目の御意見としましては、特定事業者とか域外負担、そういったものの禁止といった同意要件を追加することは地方分権の趣旨に反するので、現実的な対応としては、現行、条例案が可決されてから国と協議することになっておりますけれども、それよりも前に始めるような制度改正をして、しっかり議論するべきではなかろうかといった御意見がございました。これにつきまして、本文14ページですと、「ウについては」という3段落目のところでまとめさせていただいております。

続きまして、大きな2つ目の論点としまして、「同意を要しない協議制」になったときに、現行の三要件をどうするのかといったところを、②でまとめております。資料1ですと、5ページ以降でございます。これにつきまして、三要件の取り扱いにつきまして、こちらから論点設定させていただいたのが3つございます。アとしまして、「同意を要しない協議制」とした場合には、三要件を廃止するという案。イにつきましては、三要件のうち、法制化が可能で、かつ最小限のものに限って非課税の要件として法定化するという案。ウに

つきましては、三要件をすべて非課税の要件として法定化するという案でございます。

これにつきまして、アの場合の考え方でございますけれども、本文のところ、「一方で」以降を御覧いただければと思いますけれども、2段落目でございます。これにつきまして、「同意を要しない協議制」となった場合につきましては、同意、不同意を判断する必要がないので、実際には特定の要件に該当するかどうかというのを協議するとしましても、当該要件に該当するかどうかというのが法的効力を生じさせることにはつながりませんので、当該要件を法定化する法制上の理由はないのではなかろうかといったところでございます。ただ、次の段落のところに書いてございますけれども、協議に当たっての内部基準というふうな取り扱いとすることはあり得るだろうといったところでございます。一方で、この考え方に対しましては、やはり協議の基準として法定化することは重要といった意見もあったところでございます。

つきまして、イについての考え方でございますが、本文で申しますと15ページでございます。このイの考え方でございますけれども、国と地方団体が協議する意義というのが、国の施策と法定外税との関係を調整することにあるというふうに考えれば、現在の三要件のうち、国の施策に特に関係が深いと思われるものに限定して、非課税要件として法定化するということが考えられるのではなかろうかというふうに記載しております。

これに対しましての意見として、資料1ですと、5ページの下でございます。本文でございますと「なお」というふうになっておりますが、ここで1つ論点として出ておりますのが、国の施策に関する要件でございます。この国の施策に関するものというのが時々刻々と変化し得るので、総務大臣が同意をする際の要件としてというのではなくて、課税行為の際に常に適合しなければならない非課税要件として定めるというのが、地方団体の判断になじまないのではなかろうかといった御意見。それから、現在の三要件というのが、総務大臣が同意をする際の要件でございますが、抽象的なところもございます。そういったところから、非課税要件として明確化するというのは、法制実務上難しいのではなかろうかといった御意見があったところでございます。

それから、もう一つ「また」以降でございますが、違法とか合法とか、そういった二者択一的な判断を協議するというのは協議制になじまないのではなかろうかといった御意見があったところでございます。このイの場合の具体的な例としましては、2つそこに書いてあるものがあつたところでございます。

もう一つ、すべて三要件につきまして法定化するという場合の考え方につきましては、

ここで書いてございますのが、範囲としましては、現行の「同意を要する協議制」と同じになるのだろうといったところ。それから、論点としましては、結局イで出されました要件の明確化などの考え方とか、協議制になじむのかといったところがイと同じになるといったところを記載しております。

それから、③としまして、大きな3つ目の論点としまして出しておりますのが、「同意を要しない協議制」となった場合の地方団体への影響でございます。これは資料1と順番を変えておまして、資料1ですと8ページになります。これにつきましては、もともと事前いただいた御意見としまして、本文に書いてございますが、是正の要求等があった場合の課税実務の混乱、そういったもののリスクを考えて、法定外税の課税に地方団体が萎縮するのではなかろうかと。地方団体としては、国による法律に、根拠のない一方的な関与を受け入れざるを得なくなって、かえって地方の自主性・自立性を阻害するおそれがあるのではなかろうかといった御意見をいただいたところでございます。

これに対しまして、本文の下に書いてございますが、①でもございましたけれども、事務の処理が行われる前に是正の要求が行えるような、新たな国の関与の類型をつくれればよいのではないかという意見とか、条例を可決する前に国と協議を開始するといった制度改革を行うべきといった意見がございました。「また」以降に書いてございますのは、そもそもといったところで、こういった萎縮するから事前規制がよいという考え方はどうかといった御意見とか、是正の要求が行われる場合には法定外税の条例の実施延期など、当然それは地方団体が考えるのではなかろうかといった御意見をいただいております。

続きまして、16ページでございます。今までとちょっと違った論点としまして、現在の三要件の透明化。今までは手続の話でございましたが、要件の透明化といったところで1つ起こしております。資料1との対応関係でございますと、6ページの5番目の論点でございます。これにつきまして大きく御意見あったところが、本文でいいますと(5)の2段落目でございます。「これについては」といったところでございますが、現在の法定外税が専ら他の地方団体の住民に負担を求めるものとか、特定少数の者に負担が偏るものになりがちであることについての御意見とか、一方で、このような法定外税を課税できないこととする要件を定めた場合に、法定外税の課税の範囲を狭めることになるとの意見があったところでございます。

それから、非課税要件、仮にこういったものを追加するのであれば、課税主体である地

方団体にとって明瞭な基準にする必要があるのではなかろうかといった意見があったところでございます。

これにつきまして、具体的な御意見としまして、ポツが4つございますが、こういったところの意見をいただいております。これらのうち、1つ目のポツでございますけれども、特定少数者に過大な負担を求める税であることといった例に対しましての御意見として、そのポツの下に書いてございますが、これとの関係で申しますと、現行で特定納税義務者の意見聴取制度というのがございまして、これとの整合性の検討が必要ではなかろうかといった御意見。それから、実際に転嫁によって、法律的な納税義務者と経済的な租税負担者の乖離が生じるような場合については、これの判定が難しいのではなかろうかといった御意見があったところでございます。

次の(6)でございまして、制度改正に限らず、現行制度における法定外税の論点としまして2つ挙げております。(6)の①でございまして、国の経済施策と各大臣の関係でございます。資料1の対応関係で申しますと、7ページの6番になるところでございます。これにつきましては、最初の段落で現行制度を御説明しておりますが、現行の法定外税制度につきましては、財務大臣については、法定外税の新設・変更につきまして異議を申し出ることができるという制度がございまして、これに対しまして、本文の2段落目で書いてございますが、このような財務大臣のみが異議を申し出ることができるのは、地方団体が独自に税率を引き上げた場合に、国税にも影響が出るからではなかろうかといったような御意見をいただいております。

それから、「また」以降でございまして、実際に国の経済施策との関係を考えると、各大臣についても、こういった異議申出のような同様の制度を認めるべきとの意見がございました。一方でこういった制度を認めた場合、中間取りまとめでもございましたが、国の経済施策の範囲というのを拡大する圧力が強まって、法定外税の範囲を狭めることになるのではなかろうかといったところでございます。

もう一つ、「また」以降でございまして、こういったときに、各大臣に同様の制度を認めるのであれば、各大臣に、国の経済施策に照らし適当でないという判断根拠の明示とか、総務省とか各省との協議といったものを明らかにすべきではないか。そういった過程の透明化が必要ではなかろうかといった御意見もあったところでございます。

17ページでございまして、もう一つ現行制度の論点としまして出しておりますのが、総務大臣の裁量についてでございます。これにつきましては、本文の17ページのところ

にポツを2つ書いてございますが、「同意を要する協議制」における総務大臣の裁量につきまして、この同意、不同意の判断におきまして、1つは三要件に限ってのみ不同意の判断を行って、それ以外の違法性の判断というのは不同意とする際にできないというような考え方が1つあります。もう一つの考え方としましては、三要件は適法であるというのを前提にした要件であって、総務大臣が違法と判断する場合も不同意とすることができるといったふうに、2つに見解が分かれておるところでございます。これにつきまして先生方に御意見いただいたところ、やはり両論あったところでございますが、これについても現行制度を見直していく際には、整理すべき課題ではなかろうかといったところでまとめておるところでございます。

最後にまとめとしまして、本研究会としまして、こういった論点をいろいろ縷々整理してきたところでございますが、全体の大きな方向性として、やはり地域主権改革の理念を踏まえて、簡素化・透明化する方向で見直していくべきとの結論を得たというふうにさせていただいております。そして、説明させていただきましたような課題をいただいたところでございますので、こういった課題の詳細な検討、整理を行った上で、地方団体の自主性・自立性を高める方向で見直しをすることが必要ではなかろうかというふうにしておるところでございます。といったところが、法定外税の論点につきましての御説明でございます。

もう一つ、御意見をまとめさせていただいておりますのが、資料2でございます。資料2でございますが、報告書（案）全体につきまして、これ以外にも先生方から多数意見をいただいたところございまして、その部分につきましては、基本的に既に反映させていただいたのではなかろうかと考えております。内容にかかわる部分、そういった大きなところにつきまして、資料2としてまとめさせていただいております。

まず第4章の関係でございますが、25ページでございます。すみません、本体の25ページと対応いたします。いただいた御意見としまして、一定税率についての見直しの方向性での意見でございます。1つ目の○につきましては、地方消費税について、諸外国の例も参照しながら、税率決定権を付与できないかの検討を続けるべきであるという御意見をいただいたところでございます。これにつきましては、昨年の中間取りまとめでも同様の方向性を打ち出しておるところでございますので、25ページの(2)の3段落目に、そういった考え方を入れさせていただいております。「また」以降のところでございます。

それから、もう一つ、一定税率についていただいた御意見としましては、一定税率にし

ておく意義の低い税目については、制限税率付きで標準税率化することも課税自主権の拡大の1つといった御意見でございます。これにつきましては、先ほど御覧いただきました「また」のところの次の1つ目のポツの最後に、制限税率付きで標準税率化することも考えられるのではないかとといったところで加えさせていただいております。

それから、標準税率についてでございます。こちらにつきましては、本文でいきますと26ページでございます。いただいた意見の1つ目につきましては、標準税率という考え方につきましては必要だということで、このもともとの記述についてはそうだろうといったところでございますけれども、「標準税率」という言葉が、標準という語感から、国が推奨するような税率であるような印象を与えるので、もう少し中立的な「一般税率」とか「普通税率」といった用語を変えることを検討してはどうかといった御意見でございます。これにつきましては、26ページの(2)という表題がございますが、その上のところに、3行ほどつけ加えさせていただいております。

もう一つ、標準税率についていただいた意見でございますが、これにつきましては、こういった今日の財政の危機的な状況を考えると、国と地方と一緒に協働しながら、地方団体においても住民にきちっと説明して、法定税の歳入の確保を図る必要があるのだろうと。そのときには、総体としての「地方」が標準税率の決定過程に参加する道をひらくといったことが必要ではなかろうかといった御意見をいただいたところでございます。

これにつきましては、本文26ページの(2)に標準税率の税率決定といったところを1つ起こさせていただきまして、最近の動きについて、まず書かせていただいております。昨年年末に、先般の通常国会で、地方消費税、消費税の税率を引き上げる法案が成立したところでございますが、その検討過程におきまして、引上げ分の消費税収の国・地方の配分をどうするかとか、それから、地方消費税の用途といったものをどうするかといったところにつきまして、法定化されました国と地方の協議の場といったところで、国と地方で真摯に議論が行われたところでございます。そういった事例が最近ございますというところ。

それから、毎年度の税制改正、今年度の税制改正もこれから始まりますが、政府の税制調査会におきまして、執行3団体、知事会、市長会、町村会との意見交換が行われておりますので、税制改正プロセスにおいて、地方団体の意見を反映するような取り組みというのが最近行われてきているのだといったところを書かせていただいた上で、いただいた意見を踏まえて、引き続きこういう取り組みが必要なのではなかろうかといったところを書

かせていただいております。

最後、第5章でございますが、御意見を3つほどいただきました。1つ目につきましては、資料2を御覧いただければと思いますけれども、この第5章、前回の座長からの御発言で、ここをどうするかといったところがまず論点としてあったかと思いますが、1ついただいた意見としましては、独立の項目とすべきではなかろうかといった御意見。その理由としまして、自主性は責任を伴うものなので、責任感に裏打ちされた自主性でなければ無意味ではなかろうかといったところ。それから、法執行の基本的なところができていない自治体があるので、この論点の重要性にかんがみれば、1つ章を起すのではないだろうかといったところでございます。

2つ目の御意見としましては、国税と地方税はいろいろ違いがあるのですけれども、裏にいきますが、地方団体はいろいろと徴収、個人住民税の滞納発生率などを見ても下がってきていると。そういったところで頑張っているのではなかろうかといった御意見。具体的な事実を見れば、地方団体の徴収に問題があるということを前提とした取りまとめというのはどうだろうかといった御意見がございました。

3つ目の御意見としましては、この第5章というような独立した章を設けるといのは適切ではないのではなかろうか。2つ目の意見と重なるところがございますが、各地方団体とも自覚を持って誠心誠意取り組んでいるといったところがありますので、この本研究会の報告書の1つの章に位置付けるというのは、あたかも地方団体の賦課徴収の取り組みが不十分であるということを前提にしていると受け取られかねないので、本研究会の経過、そういったところから適切ではないのではなかろうかといったところでございます。

報告書(案)でございますが、27ページに第5章という形で、税務執行面における地方団体の責任というところで、一応文書として御準備させていただいております。この構成でございますが、前半につきましては、昨年の中間取りまとめで御提言いただきました、消費税、地方消費税の賦課徴収につきましても、税務執行の大きなところでございますので、これの経緯。御提言いただいた後に、閣議決定の、税制改正大綱とか、社会保障・税一体改革大綱といったところに盛り込み、それから先ほど御紹介しました消費税の引上げ法案につきまして、この中にも明記したといったところでございます。そういったところの政府の取り組みというのを前半で書かせていただいております。

それから、後半でございますが、税務執行に関する納税環境整備への取り組みとか、それから、24年税制改正大綱で、地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革

が明記されたので、これまで以上に税務執行面における責任というのがあるのではなかろうかといったところ。それから、地方税については賦課課税が多いので、税額確定のための地方団体の負担が大きいところではございますけれども、課税額を適正に算出するというのは、税務行政において最も重要なことの1つなので、こういったことがないように、不断の努力というのが必要ではなかろうかといったところ。政府においてもそういったことに対しまして、必要な措置を講じていく必要があるだろうといったところでまとめさせていただきます。報告書（案）につきましての説明は以上でございます。

資料についての説明は以上でございます。

それから、今回机上に参考配付としまして、資料を1つ御配付させていただいておりますが、これにつきましては、今年に入ってから最初の研究会におきまして、今、御説明いたしました地方団体の税務執行に関連しまして、固定資産税の課税の状況について御質問いただいたときに、固定資産税課長から、こういった全国調査をやっておりますというような発言をさせていただいたところでございます。これにつきまして全国調査が取りまとめまして、8月28日に報道発表させていただいておりますので、これにつきまして、今回参考としまして配付させていただいておりますのでございます。事務局からの説明は以上でございます。

【碓井座長】 ありがとうございます。それでは、ただいまから、この報告書（案）沿いまして御審議をお願いしたいと思います。まず確認しておいたほうがよいと思われるのは、どういうスタイルの報告書にまとめ上げるかということでございます。ただいま企画官から御紹介いただきましたように、多くの箇所において様々な意見があった旨、その内容を紹介しておりまして、必ずしも1つの見解にまとめるという努力を最後までするという姿勢はとっていないわけでありまして、こういうまとめ方がいいのかどうか。

例えば、17ページで、これは法定外税制度のところですが、大筋としての地域主権改革の理念を踏まえ、簡素化・透明化する方向で見直していくべきとの結論、これはそのとおりなのですが、その具体策についてはそれ以前のページに示されておりますように、様々な御意見を、ある意味でそのまま反映させる体裁をとっているということでございます。また、税率の箇所についても複数の意見を列挙するという形でとっている箇所が少なくないわけでありまして、こういうまとめ方で御了承いただけるか。中身を議論してからでなければわからないということにもなるのかもしれませんが、この後残された1時間半弱でまとめ上げるのは至難の業なものですから、冒頭に皆様の御意見を伺う次第であります。

いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。では、これから1時間半でまとまるところはもちろんまとめますが、あまり無理な努力はしないということで御了解いただけますでしょうか。

それでは、今、御説明にもありましたので、中間報告以降において特に議論してまいりました、第2章の法定外税の新設・変更への関与の見直し、この章について皆様から御意見等をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。この中には委員の皆様が出されたと思われる意見が、自分の述べたことが正確に反映されていないという箇所もありましたら、そういう御指摘も含めて、で結構でございます。どうぞお願いいたします。

横山委員、この12ページから13ページのあたり大丈夫でしょうか。横山委員であったかどうか、正しく反映されていますか。

【横山委員】 はい。前回の委員会でのいろいろな御意見を、議事録で拝見させていただきました。私、欠席だったもので。「同意を要しない協議制」というような方向が多数の委員のご意見だということは承知しております。しかし、私自身の考えというよりも、今の大きな流れの中で、ヨーロッパでも税のハーモニゼーションというものがかなり重要になってきています。それから、租税競争の観点や、租税輸出という観点について、調整する機関としての総務省の位置付けというものもあるのではないかと考え、私なりの意見を提出させていただきました。それを踏まえ事務局が御苦労なさってお取りまとめいただいたと思っておりますので、私がこれ以上意見を申し上げる必要はないのではないかとこのように思っております。

【碓井座長】 はい、わかりました。ほかにいかがでしょうか。前回「同意をしない協議制」というのがどういう意味を持つのか、かなり議論もあったわけですが、この辺の箇所につきまして大丈夫でしょうか、よろしいでしょうか。佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 全体としては困難な意見分布の中で、報告書（案）をまとめてくださったことに敬意を表したいと思います。

14ページの②のアの場合の考え方は次のとおりであるということで、ここに書いてあることそのものには異論はないのですが、どうも私自身はまだ腑に落ちていないところが1点あります。それは「一方で」の段落で、法的効力と無関係であると。それから、実際にはほかに要件を定める例はないということで、それはそのとおりだろうと思えますが。ただこの制度を仮につくり直すということを考えるときには、これまでは少なくとも三要件というのが明示されて、その枠内で協議をするという理解で、少なくとも私はおりました。

た。最後のところで、違法な場合全般に、さらに不同意にできるという御意見があることはまた別論であります。仮に三要件の枠内で議論するのだという立場に立つならば、同意を要しない協議制となった場合に、何を協議するかというテーマがすべて明示されなくなるというのは、考えようによっては、これまで以上にいろいろなことに口が出せるという状況を招く可能性があるのではないかと。

それに関連して、15ページの③のところに、「地方団体が国による法律に根拠のない一方的な関与（指導）を受け入れざるを得なくな」る、と書いてあるように、そういう形の場合、法的根拠が必ずしも明確でないような口の出され方をすることがあるのではないかと懸念の議論もありましたが、そういう懸念が出てくるというのは、まさに、テーマが限定されていないからだというように、私は考えました。なので、この考え方の流れの中で、もしも可能であれば、おそらく「ただし」の段落だと思いますが、協議の基準として法定することは重要であると。それはなぜかという、この制度に着目したときに、制度の流れ、すなわち三要件を廃止するとしても、これまでその枠内にあったものが広がるというのは望ましくないという意義付けを書き込んでいただくことができれば、なおうれしいなと思っております。

【碓井座長】 ただいまの御意見は、おそらく協議の対象についての土俵設定というか、その意義というのがやはり認められるということだろうと思います。その土俵設定をどういうレベルで行うかということは、次の次元の課題だということでしょうか。

この辺について、さらにほかの委員の方。清原委員、お願いします。

【清原委員】 ありがとうございます。清原です。今の点について、14ページの「ただし」以下のところで、私としては協議の基準として法定化することは重要という意見を申し述べた立場でございます。したがって、「同意を要しない協議制」であったとしても、協議をするということでございますので、今、碓井座長言ってくださった土俵というのでしょうか、基盤というのでしょうか、そういうものについての条件整備はやはり必要であるというふうに思います。

あわせて今回、本当に多岐にわたる視点、問題意識の中で、論点を文脈をもっておまとめいただきましたので、本当に心から感謝いたします。その意味で申し上げれば、15ページの③として、「同意を要しない協議制」となった場合の地方団体への影響、また16ページに（5）として、現在の三要件の透明化及び（6）現行制度における論点、これを入れていただいたことは、私としては今後の方向性としては「簡素化・透明化」を目指しつ

つも、現行制度があるわけですので、その現行制度をいかに自主・自立の方向性をもって運営していくかという点における提案が含まれておりまして、これは大変重要なポイントであると思っています。特に総務省のみならず、この税制の大きな変革の中で、総務省以外の省に対する呼びかけと責務というのが現行制度における論点でも示されていることは重要だというふうに思います。

したがって、私も佐藤委員が御指摘いただいた点については大変重要な御指摘だと思っておりますので、それではということで例文が、あるいは補強する文を今直ちになめらかに言えないのですが、全体としての構成の中で、ここの部分がもう一段だけ補強されると、さらに具体的になるかと考えます。以上です。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。ただいま佐藤委員及び清原委員から御発言のあった14ページの「ただし」の箇所ですが、考えてみますと、同意のない、「同意を要しない協議制」の場合でも、真摯に協議を行う義務というのは、多分制度化する以上は認められるのではないかと思います。そうすると、真摯に協議を行ったかどうかということも、やはり先ほどの議論でいくと、土俵設定との関係で判断されるべきであって、何でもいからというので真摯に協議に臨んだかどうかというのは、判断するのは極めて難しいですね。そういう点からいくと、そういう側面からのごもつともな御意見かなと思ったのですが、ほかの委員の皆様から、さらに御意見があれば。櫻井委員、どうぞ。

【櫻井委員】 今の点にも関連するのですが、最初座長が言われた、どういうふうにとめるかということですが、この報告書、文章としては割合よくできていると思いますが、何か具体的にやりますという感じではないんですね。問題を整理しましたということで、両論併記になってしまうということは、そういうお話がありましたということで、それはそれで文章としての文化的な成果物ではあると思いますが、そのあたりはどうしても食い足りないところがございます。

ただ、そこはいろいろなことを考えると、それはそれでやむを得ないのかなというふうに思っておるんですが、そうであれば意見集約を正確にやっていただくということが重要だと思いますけれども、例えば12ページで、「同意を要しない協議制」とする意見を、ここでは複数の委員から意見があったといっているんだけど、御説明もそうだったんですが、多数の人がというふうにおっしゃっていたはずで、明確に反対している人は、おそらく少数だったろうということは言えると思うので、多数か少数か、あるいは1人かというようなことは、はっきりとニュアンスとしてわかるように書いていただくというのは最

低のルールではないかというふうに思いますので、そこら辺は厳密にお願いしたいと思います。

それで14ページのただし書きですね。土俵設定の話は、私も今、お二人の委員が発言されたとおりで、協議になったから何を協議してもいいだろうということにはもちろんならないのであって、それはそのとおりであります。ただ1点、法定化するの1つの解決策かもしれないのですけれども、それはそれであり得ることだと思いますが、一方で行政基準というの、結構それなりには進んでいて、ちょっと今、地方自治法の条文などを見ますと、必ずしも内部基準的な、行政処理基準みたいなものを公表するというところまではいっていないようですが、私のイメージでは、内部基準でも、しかし公表してやるというのは行政手続法の考え方もそうで、その考え方は、基本的に地方自治法の関与の部分というのは踏襲しているわけです。ですので、内部基準といったからといって、内部にとどまるものでは実はないというところがございます。

実際、地方自治法でも協議の方式って決まっているので、もし無理難題、変な協議を国からされた場合には、250条に基づいて、ちょっと今言われたことを文書にしてくれませんかということ国に要求することができ、その限りにおいて公になるわけですね。そういう勇気が自治体にあるかどうかという問題が一方であって、これがこの制度のおもしろいところでもあるんですけれども。それを外部的に担保するという意味では、法定化もあるのかもしれませんが、あるいは内部基準でもいいので、それをきちんと公表しておくというようなことで透明性を確保するということは必要ではないかということです。今のただし書きのところと、16ページの透明化の部分というのは、おおむね同じような方向で考えておるということでございます。以上です。

【碓井座長】 ありがとうございます。多数か複数か、これは最終的な修文のことについては、後で皆様に御相談を申し上げますが、今この時点での認識としては……。

【櫻井委員】 12ページは多数だと思いますね。

【碓井座長】 12ページは多数ということのようです。異論のある方も。はい。それから、今の14ページのただし書きのところはどうですかね。法定化方式と行政基準方式とがあるのですが、これはやはり法定方式と行政基準方式は決定的に違うというふうを書くのか、あるいはそういう御意見もあったと書くのか、それともいずれにせよ要件というか基準を定めることが必要というトーンにするのかという、その辺は少し分かりますが、特に御意見ありますでしょうか。よろしいですか。あまりこだわらないという書き方でよ

ろしいですか。清原委員や佐藤委員、その辺はいかがですか。

【清原委員】 法定化というとらえ方なのですけれども、確かに法定化を願いつつ、現在の三要件でもなかなか理解の仕方、あるいは把握の仕方としては抽象度が高いと言えるかもしれませんけれども、やはり明示化するというのでしょうか、一定の枠組みが示されるということが必要なものであって、私は法定化という用語は使いましたが、櫻井委員が言われたようなこともあり得るかもしれないので、行政基準、内部基準というのでしょうか、そういうものも含めて、何らかの形で明示していく必要があるというおまとめでいかがでしょうか。

【碓井座長】 わかりました。今日御欠席の……、どうぞ、佐藤委員。

【佐藤委員】 私も清原委員に賛成です。この「ただし」という段落の最初の文章が、「あくまで法的効力を持つものではない」のところに重点があるように見えるのですが、たとえ実質的な法的効力を持つものではなくても、協議に当たっての土俵設定を明確化することが必要であると。そして、それはさっきも言いましたが、この制度の流れ、持っていく方向感覚として、これまで以上に広がるということはあるまいということをはっきりされる形であれば、法定化という言葉には私もこだわりません。ただ、その実質は、やはり書くべきではないか。あるいは、土俵設定そのものが要らないという意見が多数を占めたということはおそらくないと思いますので、ほとんど合意できているのではないかと私は思うのですけれども。したがって、法定化という言葉には、私もこだわりません。

【碓井座長】 今日、御欠席ですが、私の記憶では、この地方自治、分権改革に熱意を持っておられる青山委員ですね。青山委員は、ひょっとして前から研究会の御発言で、かえってよろしくない。関与を増大させること、そんなような御発言をしていたような、企画官、そんな記憶ありませんか。唯一、今の皆様の御意見に反論があるとすれば、青山委員がおられるのではないかと。はい、どうぞ。

【市川税務企画官】 青山委員からいただいた意見としましては、事務局で、今の「同意を要する協議制」において、処理基準というのを設定しておるんですけれども、処理基準について、こんなに手取り足取り書く必要があるのか、関与のし過ぎではないのかといった、ちょっと発言として不正確かもしれませんが、そういった処理基準についての御意見をいただいています。

【碓井座長】 では、私、別のレベルのことを記憶していたようですね。では、今の点は、別に欠席している方の御意見を無視するというのではなくて、多分御賛成いただけ

るということによろしいでしょうか。

第2章について、ほかの箇所です。どうぞ、横山委員。

【横山委員】 佐藤委員に尋ねたいのですけれども、この「同意を要しない協議制」にするととき三要件をどうするかについて、これ以上広げないということを共通認識というふうなお話がありましたが、佐藤委員から出た域外者への課税については、どういうふうにお考えですか。協議の対象にはならないということですか。三要件に限るということは、三要件の中に、いわゆる租税輸出の部分については取り扱わない、協議しなくてもいいというお考えですか。

【碓井座長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 ありがとうございます。広げないと言ったのに語弊があったことを、まずお詫びをいたします。私の考えでも15ページの2つの「・」の上の方にあるように、これまでの範囲を適切に広げるということはもちろんあります。ただ、ご指摘の点につきましては、私の発想は、資料1で申し上げますと、7ページの最初の○にあるように、同意なし協議と、それから納税者が訴訟を起こすことで統制するやり方と2段階にすべきだというのが私の基本的なフレームワークで、それはこの報告書には反映されていない部分だと思います。

その上で私の意見を書き込んでいるのは、15ページの2つ目の「なお」ですけれども、ポツが2つ並んでいる、社会政策その他国の重要な施策の障害となることと、その下のポツですね。この2つに限って、協議の土俵を設定すればいいと。そして、先生、御指摘の点を含めた16ページの中ごろにある4つのポツについては、基本的には納税者が自分の権利侵害を理由に訴えるという仕組みで担保すればいいというものを考えておったものですから、ちょっと私の個別な発言と、それから、この報告書のつくりが少しずれていることはそのとおりです。ありがとうございました。

【碓井座長】 ほかにいかがでございましょう。どうぞ、櫻井委員。

【櫻井委員】 最後なのでなるべく具体的に言ったほうがいいと思うのですが、一々結論が出た後に、ただし書きがついているのが気になります。例えば17ページのまとめのところ。「簡素化・透明化の方向で見直していくべきとの結論を得た」と。これでいいと思います。それで次のただし書きは要らなくて、政府においてはさらに詳細な検討整理を行った上で、具体的な議論をするときにはするのは当たり前のことですので、この次の文章はいいと思いますが、「ただし、実際に制度を移行する場合には、さらに検討が必要で

ある」というふうに言った瞬間に、この結論の意味がなくなってしまうので、そこは削除していただきたいと思います。

【碓井座長】 かなり具体的な御提案であります。今の櫻井委員の御提案についてはいかがでしょうか。人羅委員、どうぞ。

【人羅委員】 法定外税のくだりですが、今のまとめについて、櫻井先生の議論に全く同感でございます。ただし書き以下の部分、この結論を得たという部分にただし書きがあると、両方のメッセージが出てしまうと思うので、おそらくこの部分についてもし書き加えるのであれば、委員から相当の数同意なき協議という意見も出たが、これに対してこういう問題点も指摘されたと。こうした議論も含めて鋭意取り組んでいただきたいみたいな、もし何かエクスキューズというか、補足をしたい部分があるのであれば、そういうような表現にしたほうが。やっぱり簡素化、見直していくべきという結論のメッセージ性は、あまり消さないほうがいいと思います。以上です。

【碓井座長】 ほかにいかがでございましょうか。今、この17ページの5のまとめの直前に、総務大臣の裁量について。これは現行制度における論点という(6)の中ですが、その中で、これはある意味で条件付きの議論ということになるのでしょうかね、現行制度が維持された場合の。その場合の考え方として、違法性の判断というのは不同意とする際にはできないという考え方と、それから、それも含めて不同意とできるのだと、こういう両論があったけれども、これについても現行制度、皆さんには整理すべき課題であるとまとめてはいるのですが、この辺の箇所は大丈夫でしょうか。

【櫻井委員】 これ、教科書レベルの話でいえば、同意要件が定められていて、同意要件以外のことについて総務大臣が裁量を持つということは、法律上の権限としてはあり得ないことです。事実上そういうことが行われることがあるという、そういう現象まで否定するものではありませんが。そういう意味では、2番目のポツは、もし答案で書いたら間違いになると思いますし、もし違法行為を自治体がやった場合は、是正の要求とか、別の手段があるわけで。代執行が事実上できなくて、そこに法の不備があるということは、むしろ現行法の問題点としてあったわけですし。ですから、今回の法改正の議論もされたというふうに認識しております。法改正の動機付けのところにもあったというふうに理解しております。私はそう思いますけれども、碓井先生はいかがですか。

【碓井座長】 進行役は答えないということで。佐藤委員。

【佐藤委員】 私も意見照会には、櫻井先生と同じ答えをお返ししました。ただ、資料

1を見ると、そうではないとおっしゃった委員もおられるということで、この場に皆さんがおられて、私ですとおっしゃれば議論にもなるし、あるいは多数決をとってもいいのだけれども、この研究会は委員が休んだり出てきたりしていて、議論が続かないですね。今日の最初の碓井座長からの御議論でも、みんなで揃っているのだったら、そこはおかしいとかという議論ができます。だから、意見を出されて、その意見があったということであれば、それはなかったことにはできないわけですから、それがちょっとこのやり方の限界なのだろうと思います。個人的な意見としては、意見照会にも答えましたし、櫻井先生と全く同じ意見です。

【碓井座長】 どうぞ、横山委員。

【横山委員】 私は法律の専門家ではないので、今のような御指摘をいただくと、そうかなと思いますが、私自身は、三要件は適法であることを前提とした要件であるということの意味は、この三要件だけでは、やはり実際に対応できていないのではないかと考えます。私の意見は少数意見だとわかってあえて申し上げます。言いたいことは、条件付き同意ということで、本来ならば協議制は黒か白かの議論ではなくて双方が話し合った上で、こういうような要件が認められれば違法ではない可能性があるというような結論も、協議制においてはあってもしかるべきなのではないかということです。それを黒か白かだけの今の判断でやっていくということは、以前に持田委員からもご指摘がありましたが、過去のいろいろな事例において、それは同意なのか不同意なのかはっきりしないような意見表明をせざるを得ない。

そういうこと自体が問題でありまして、私は法律のことはわかりませんが、こういうような三要件は適法であることを前提にした要件であるということは、それ以外の問題が起こったときに何も対応できないというままでは、やはり制度としては不十分なのではないか。あえて言うならば是正の要求でいいということにした場合に、12ページにも書かれていますように、法令の規定に違反していると認めたときは明らかな場合ですけれども、それ以外の著しく適正を欠き、かつ明らかに公益を害していると認めるという、この判断が非常に透明性を欠く。いろいろな解釈もあるのではないか。その辺のところの兼ね合いがあらうかと思います。違法を判断する主体がどういうふうを考えていいのかわからないので、こういうような可能性もあるのではないかということで、この場にいるので、あえて申し上げたいと思います。

【碓井座長】 わかりました。どうぞ、櫻井委員。

【櫻井委員】 先生の問題意識は理解したつもりですが、その点については、地方税法の問題というよりは、むしろ是正の要求というのが地方自治法にあって、そこで違法行為があった場合には、それでもって対応することができるので、制度的な担保があるので御心配は必要ないということだと思います。

あと、先生の問題意識がもう少し今の法定要件が不十分であり、足りない部分もあると。あるいは、白黒だけではないというのはそのとおりでして、そういう部分について対応しようと思うと、処理基準という形で落としていくというのも1つの方向かと思います。あるいは立法論として、そもそもどういふ非課税の方式にするのかとか、どういふ関与ができるのかということよりはより大きな立法論の問題であり、そのことについて、直接ここでは議論の対象になっていないというふうに思いますので、問題の指摘というレベルで了解できると申し上げたいと思います。

【碓井座長】 今の点は、あれは何年の法改正ですかね。この三要件の関係の定め方が変わったわけですね。今はこの消極要件に該当する場合以外は同意しなければならないという定め方ですね。前は逆といいますか、消極要件に該当する場合には許可しない。ちょっと表現は覚えていません。逆からの定め方で。北崎課長、お願いします。助けてください。

【北崎企画課長】 分権一括法の関係で、以前許可制でございましたが、協議制になりましたときにこういう丸々に該当しない場合は同意しなければならないという書き方になりました。私ども、ここの論点を御相談したいと思いましたが、神奈川の法定外税の関係で御議論になったことがありまして、適法を同意の条件にすることができるという有力説もあるやに理解をしておりましたので、ここら辺の処理は、やはり今回、わざわざ多くの有力な先生がいらっしゃいますので、どういふお考えであるのかというのが、ずっと私自身は気になっておったところでございます。

今回いろいろな御意見を賜って、制度改正を私どもで承って、さらに検討させていただく段階になりますと、この処理もよくよく考えないといけないし、それぞれ御相談に乗っていただかないといけないという観点でここを書かせていただきましたので、すみません、この中での御議論で盛り上がったというわけではございません。

【碓井座長】 そうすると、ここの箇所は非常にデリケートなのですが、見解が分かれている「本研究会においても両論があったが」という、この表現を維持してよろしいですか、櫻井委員。

【櫻井委員】 先ほど横山委員とのやりとりで、決着はついたというふうに私は理解しています。

【碓井座長】 いかがですか。ここはそうすると、ちょっと修文をすると、「できると見解が分かれて」。

【平嶋大臣官房審議官】 分かれているのは、いるのですね。

【碓井座長】 分かれていることは、いますね。

【平嶋大臣官房審議官】 はい。よろしいですか。

【碓井座長】 では、その次は削っておけばいいですかね。将来の課題としては残っているということが言えるわけですね。制度設計をする際にはね。そうすると、見解が分かれていると。現行制度を見直す際には……。

【北崎企画課長】 整理すべき課題であると。

【碓井座長】 整理すべき課題であるとか、そういうことで締めくくりということにしましょうか。「本研究会においては」という、そこを削ると。

ほかにいかがでございましょう、法定外税。

それでは、次の第4章。念のために第3章についても御意見を伺っておきましようか。記述は大変少ないのですが。どうぞ、櫻井委員。

【櫻井委員】 今日の報告書（案）は、前にいただいた原案と同じですよ、この部分はね。

【碓井座長】 そうですね。

【櫻井委員】 ですよ。

【市川税務企画官】 はい。

【櫻井委員】 そうすると、ちょっと素朴な疑問で思いましたのは、例えば、19ページになりますかね。「課税団体がない又は税収が僅少な法定任意税について」というあたりで、「したがって」と。で、現状を踏まえて、開発負担金や分担金との関係の整理等を行った上で取扱いを判断していくべきであるというふうな文章が書いてあって、ほかにも税収が僅少な法定税についての部分でも、なお書きなどもついていて、地域の個別の事情も存するとかいろいろありますけれども。全体に全部慎重な言い回しでストップしているのですが、これは多分議論の中では、むしろ宅地開発税というのはなくしてもいいではないかというのは、座長自身の御発言であったかと思えますし、委員では反対している人はいなかったのではないですかね。反対しているのは事務局ではないか、素朴に全体としてこの

部分を思っているのですけれども、どうですか。

【碓井座長】 平嶋審議官。

【平嶋大臣官房審議官】 宅地開発税のところは、櫻井先生から、むしろこれは必要性があったのが、使いにくいから使っていないのだから、まず使いやすく見直すのが先ではないのという御発言をいただいて、開発負担金みたいに、寄附金みたいな不透明なものはやめさせて、むしろ税にさせるほうが本当は透明化なのだと。何で今やっていないかといったら、宅地開発税が使いにくいから使っていないだけなのだから、廃止する前に、まず使いやすい制度設計を考えなさいというふうに一度御指摘をいただいたので。だから、やるとすれば、逆にいえば不透明な開発負担金みたいなのをやめて、宅地開発税として使いやすくするというのも検討しなくてはいけないというふうに考えて、こういう記述になっているわけです。

2点目のほう、こちらの分担金は、座長から分担金制度もありましたが、それとの整理はしなくてはいけないという御発言をいただいて。自治法上に、税をかけるときは、分担金を取ってはならないという規定がございまして。そうすると今、税が先にやって分担金になっているのだけど、やめたら今度は分担金が先になるので、そのところもやっぱり整理しなきゃいけないという、その2点だけで書いているだけでございます。

【櫻井委員】 ああ、なるほど。それでは、大枠はそういう話ではないですよ。要するに、私、法定税が非常に重要で、法定外税に議論が集中したのは遺憾に思っていますけれども。法定税のあり方こそ、本来は議論すべきだったなということが、この研究会で学んだことです。課税団体がなくとか、税収が僅少な法定任意税とか、あるいは税収が僅少な法定税については、これはなるべく廃止するとか、あるいは少なくしていくとか、あるいは自由度が増すような方向性で、本来大筋としては議論していくべきだという、大筋をどこかに書いていただければ。で、個別のそれぞれの税についてどうするかについては、それは検討事項があるのは当たり前のことなので、その大筋の中で検討するという方向性をぜひ出していただきたい。そうすると、全体として一貫性が出るかなというふうに思っております。

【碓井座長】 そうすると、今の議論を伺っていますと、1つは、現在ある法定税について、なぜそれが利用されないのかという要因というのは、やっぱり分析してみる必要がある。制度的に使い勝手の悪いところがあれば、例えば、使途が極めて限られているとか、そういうところがあるとしたら、それは是正する必要があるという考え方でしょうか。

しかし、そういう点がないにもかかわらず、利用されていないというときには、櫻井委員の意見によれば、それは廃止してもよいと、こっちですね。いずれにしても、不透明な要綱による負担金などは、依然として好ましくないという認識でよろしいわけですね。

ほかに御意見がありますでしょうか。この第3章についてです。

それでは、第4章に移らせていただきます。制限税率ですが、例えば23ページの(1)のところ、これこれの意見があったと記述をさせていただいておりますが、特に問題となったのは、法人が投票権を有していないということをどう見るかというようなことであったと思います。それから、一定税率の見直しについては25ページあたりです。いかがでございましょう。

持田先生がいれば私も質問したかったのですが、25ページにカナダの協調売上税のことが書いてあるのですが、これはカナダの州は、極めて少数の数でございまして、鼻を突き合わせて協議をすることが可能な数であるわけですが、もし日本の現行の都道府県——将来道州制が導入されて、それが政府となった場合は別ですが、今の都道府県のようなものを想定した場合、協調的に税率を決定するというのは、実際問題としては極めて難しく、ひょっとして総務省がリーダーシップを裏では発揮するということになりかねないような懸念もありますが、この辺は何か皆さんから御意見がありますでしょうか。横山委員。持田委員の言ったことを助けるような御発言をいただけるかどうかかわからないのですけれども。

【横山委員】 この協調ということは、今先生がおっしゃられたように、連邦と州が協調して税率を決めるということではなくて、徴収の仕組み自体が協調的だということの意味なのではないかと思えます。

この辺は不勉強ですが、持田委員が言いたいことは、州に税率決定権が与えられても、客観的な清算基準で清算ができるというような意味合いかと思えます。この点は、持田先生と堀場先生と望月先生の3先生が主張しています。本来はどうやって消費税額をそれぞれの州に配分するかということが難しい。だから一定税率がいいですよねということだったのですが、そうではなくて、それはちゃんとマクロの指標で清算できるというのが彼らの御主張だろうと思えます。そういう意味で、州や地方に税率決定権が保持されてもうまくいきますよという仕組みの例として挙げられているのだろうと思えます。

【碓井座長】 思い出しました。日本の現在の地方消費税も大変な立派な制度をつくって、見逃しやすいことですが、複雑な制度をつくっているわけですね。あれを思い出せば

いいというのが、たしか持田委員の御発言。今思い出しました。そうすると、異なる税率を自主的に地方公共団体が採用しても解決できるだろうと、こういう御趣旨ですね。どうもありがとうございます。

清原委員。

【清原委員】 ありがとうございます。ただいま御指摘ありました25ページのカナダの協調売上税の紹介が、「一定税率の見直しの方向性について」の中に位置付けられているのですが、今の御説明を伺いますと、この中に位置付けられることが適切なかどうかということと、もう一つ関連して26ページに、(2)の標準税率の税率決定ということがございまして、ここでは、「最近国と地方の協議の場や税制調査会で、地方団体の意見を反映する取り組みがあり、今後もこのようなことが重要であろう」ということが記述されています。

ここで「総体としての『地方』が何らかの形で標準税率の決定過程に参加することは、引き続き、必要であると考え」とありますが、「総体としての地方」というのが、まず何をあらわすのか。日本の場合だと、カナダという州ではないでしょうから、県レベルなのか。まさか市町村まで細かく考えていないとは思いつつ。それから、「引き続き」というのは、上の、国と地方の協議の場や、税制調査会での取り組みがあるので、こうしたことを引き続きということを示されているのか、ちょっとこの記述は自治体の立場だと、書き込んでいただきたい部分でもあり、ちょっと悩ましい部分なのです。

それでこれを補強された趣旨を確認させていただきたいのと、これが「税制改正大綱」で、「地方消費税についての国と地方の協働」、特に「地方自治体の責任」が明示されておりますので、その関係でこの記述があるのかなと思うのですが、それが「一定税率の見直し」の中や、「標準税率」の中に位置付けられていることが適切なかどうか。ちょっとこの赤い部分について、いま一度狙いを御説明いただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

【碓井座長】 これは企画官から、御発言ありますか。

【市川税務企画官】 まず1点目の、カナダの協調売上税のところを25ページに書いた趣旨でございますけれども、地方消費税の税率の話がなされておりますが、地方消費税の税率というのが、今、一定税率として定められております。それに対して、カナダではこういうふうな州でそれぞれ税率決定権を持っているのだということからの御意見だと思います。御意見をいただいた先生からも、一定税率の部分についてということで御意見い

いただきましたので、そういったところで、ここで反映させていただいております。

もう一つの標準税率のところでございますが、委員からお話がありました、最後のところの「このため」というところの総体としての地方とかというところでございますけれども、ここは資料2にもございますけれども、5の2つ目の○のところでございます。基本的にはいただいた意見をそのまま反映させていただいたところではございますけれども、事実関係としまして、1段落目を追加させていただいておるといったところでございます。総体としての地方というのは、ちょっとここはいただいた御意見をそのまま書きましたので、こちらのほうで明示的に言うのがどうかというのはありますけれども、私個人的に思いましたのは、上で例示しております全国知事会とか市長会とか町村会とか、そういった執行団体、それから議会側の団体とかもございまして、そういった団体を総体としておっしゃっているのかなと、そこはそう思いました。

委員から御指摘があった、ここに書くのがどうかというところでいうと、御意見をいただいた先生からは標準税率の税率決定というところでもありましたけれども、標準税率に限らずという話もあるのかもしれないので、ちょっとそこは検討させていただければと思います。

【確井座長】 今の議論の一番最後の点ですが、これは確かに地方税の重要事項に関する決定で、地方公共団体を——どういう地方公共団体をまとめ上げるかはともかくとして、国と地方の協議の場みたいなものの利用を考えた場合には、標準税率のところに閉じ込めるのは何かもったいないですね。もう少し広い箇所、どこかで触れてもいいのかなという気がしますから。それはひょっとして、「おわりに」のところのあたりでぼんと入れておくと、非常にインパクトがあつていいのではないかなと。標準税率に閉じ込めておくのにはもったいない問題提起ですが。清原委員。

【清原委員】 ありがとうございます。実は次の章の「第5章 税務執行面における地方団体との責任」とも関連するのですか、本当に悩ましいところで恐縮ですが、平成23年度及び平成24年度の税制改正大綱にはしっかりと「新たな自主・自立の税制」、あるいは「法定外税」、あるいは「消費税の変更」に伴って、「地方団体の責任」というのが明確に示されています。

したがって、悩ましいと申し上げましたのは、私たちは自覚を持って取り組んでいるわけですが、そういうものをさらに今まで以上に重要性が増すという前段に、今、座長御指摘いただきましたように、「国と地方の協議の場」、あるいは「税制調査会」等で、今

まで以上に地方団体の意見が反映される仕組みというのが可視化され、また具体化され、したがって当然のことながら——これは当然のことですけれども、今までもそうであったけれども、今まで以上に改めて地方団体もその責任を再確認して、様々な取り組みを強化していくというような文脈にさせていただいたら、このような第5章についても触れていただくことに、積極的な意味が出てくるのではないかと思います。そういうバランスをとっていただくことを、ぜひお願いできればと思います。

【碓井座長】 私の独断専行で意見を申し上げましたけれども、今のような、「おわりに」のところに出すのは遅過ぎますかね。大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。ほかに適切な箇所が。細かいところに閉じ込めるにはもったいない。よろしいでしょうか。

それから、先ほどの議論で、一定税率、それから標準税率ときているわけですが、清原委員から、一定税率の見直しの箇所ではよろしいかという、この点は、先ほどの御説明で御了承いただけますか。今、100分の25とか、消費税の現行法はなっているのですが、そういうのを例えば都道府県ごとに、我が方は100分の30とやるという、そういう可能性も認めようという。

どうぞ、人羅委員。

【人羅委員】 このカナダの協調売上税のことを踏まえて、地方消費税の税率決定権を将来的な課題として望まれるというくだりは、多分座長が今御指摘いただかなければ、私はうっかり読み逃してしまうような感じもあるところでしたが、こういう将来的な議論の含みを持たせるというのは面白いと思います。私の感じでは（2）の中からちょっと離して（3）ぐらいにして、「なお」とかいうふうにして、少しアクセントを置かれてもいいぐらいではないかという気がいたしました。

【碓井座長】 なるほど、そうですか。少し強調して受けとめてもらえるようにということですか。

横山委員、どうぞ。

【横山委員】 少し担保しておかねばならない点は、次の通りです。持田委員がどういう趣旨でおっしゃられたかというのは、税率決定権は州にあるということで、それぞれの地方団体がこのように税率を設定していいという話と、標準税率の位置付けで交付税制度の基準財政収入額の算定の基礎としているとすれば、おそらく地方消費税について課税自主権を認めるにしても、やはり標準税率化ぐらいまでなのではないかと思います。それを全部取っ払ってやるというのは、制度として非常にラディカルになるのではないかと。

まで持田委員が考えられているのかどうかは、やはり確認をなさったほうがいいのではないかと思います。

【碓井座長】 どうもありがとうございます。大変重要な御指摘だと思います。

ほかにこの税率の箇所について、御意見等ございませんでしょうか。26ページの言葉の問題もこれでよろしいでしょうか。意見があったわけですから、それをそのまま書いたのだと言われればそのとおりですが、一般税率や普通税率と。あまり挑発的なことは……。

【櫻井委員】 これはどなたの意見かわかりませんが、なかなかいいネーミングではないかというふうに思っております。だから、ちょっと上の行の「標準税率という考え方は必要である」というのは、ちょっと強いかなという気がします。標準税率という考え方には一定の有用性があるということはもちろん共通了解だと思いますけれども、現存の制度でするので有用性はあるに決まっているのですが。だけど、ここの研究会の問題意識は、そういう標準税率という形で事実上であっても、かなり自治体の判断を縛っている面があるのではないかと。そのところにもう少し勇気を出して、自主的に判断したらどうですかという、そういう方向性の報告書だと思っています。

そこに普通税率という言葉が出てきますと、こちらのほうがニュアンスとしては、ワーディングとしてはいいなという感じがしております。そこで修文の御提案としては、「標準税率という考え方は必要である」という、「必要である」のところを少し緩めていただいて、「には一定の有用性がある」というぐらいにしてはどうでしょうかと考えております。

【碓井座長】 今、具体的な修文の案が。横山委員、どうぞ。

【横山委員】 そういうお考えはごもっとも、1つのお考えとしてあると思いますが、やはり制度は様々な制度が相互に関連しながら現実の財政が動いているということを考えますと、この地方交付税制度そのものをどういうふうにするのかということの議論がなく、標準税率を必要でない、あるいは必要であるということ認めないということは、ほかの制度を考えているのかということになるのではないかと思います。だから、標準税率は、交付税制度を支えていることが根源的な機能であって、制限税率はあるにしても、あとは地方公共団体がそれぞれ自由に税率を設定していいですよと。ただし、基準財政収入額に算定するときには、この税率でいきますよという意味合いで、標準税率という考え方は重要であると考えます。従って、私はこのまま必要であるということを残しておいていただいたほうがいいのではないかと思います。

それは、その文言の中に、交付税制度なり今の問題点がありながらも現実の制度を下支

えている意味合いがあるということを、もう少し含めておいていただいたほうがいいのではないかと思います。

【碓井座長】 清原委員、どうぞ。

【清原委員】 ありがとうございます。清原です。私も、このページの上から2行目の、「本研究会としては、地域主権改革の推進の観点から、税率の自由度を高めることは必要であるが」という、税率の自由度を高める方向性で検討はしてきたけれども、一方で中央政府の責任についても、やはり明示をしておく必要があるというふうに考えております。

三鷹市は地方交付税の不交付団体ですけれども、今の制度の中では財政運営に大変苦慮しておりまして、多くの交付団体の立場も考えながら、この場では発言しなければいけないというふうに思っています。したがって、今、横山委員が指摘されましたような、現在の地方交付税制度の現状がございますので、「機能」というのでしょうか。「標準税率の機能」については明記しておく必要があると思います。ただ全体としてこの研究会の方向性は、あくまでも地方団体の自主的・自立的な税制について、どのように今の現状を変えていったらいいかというような観点というのを貫かなければいけないのですが、他方でそのような、「現行の制度の中での標準税率の機能」について、客観的に書いておく必要はあると思います。

先ほどの櫻井委員の御指摘ではないですけれども、「ただし」というのがややこの報告書には多いので、誤解をされる可能性があるかもしれません。ただし書きではなくて、むしろそうした機能を、さらに自主・自立税制の方向に持っていくときには、例えばこのような名称変更なども、自主・自立性を高める上で必要になってくるかもしれないということであれば、まだ読み手の方が、急激な、つまりラディカルな変更ではなく、堅実な変更に向かったの、メッセージにはなるのではないかなと思います。以上です。

【碓井座長】 櫻井委員、どうぞ。

【櫻井委員】 先ほどの横山委員の御意見ですが、これ、私が意見を出したのだけど、公の資料にはなっていないので申し上げますけれども、交付税の議論については、ここの研究会でメインのテーマになっていないのです。しかも制度としては、交付税制度の問題と、自主的ないろいろな税金をつくっていくという、そういう文脈でここでは議論しておりまして、制度としても別論であるし。交付税の話が前提にあることは当然のことで、それを前提にしながら、自主的な税制というのはどういうものがあり得るのかということで、こちらのほうが検討対象であったというふうに思います。

ですので、したがって交付税の話を出してしまうと話がごた混ぜになるので、そこはそうではないので、交付税制度については、そういう制度が頑としてあるということは誰でもわかっているわけですから、それを前提に標準税率という言葉を使っていて、それが制度中立的な用語以上にインパクトを与える形で、自治体の政策決定に影響を与えているというところについて、少し緩めるような方向性というのが、自治体をエンカレッジするような方向性が出ればいいのではないかというふうに考えております。総体としては、清原委員おっしゃったとおりでよろしかろうと思います。

だから文章が、最初の段落の「本研究会としては自由度を高めることが必要であるが、一方で」というふうにやっちゃうと同じランクになってしまうので。それで「ただし」ときついのがくるので、ここはちょっと組みかえていただいて、交付税制度が一応前提にはなっているので、その上でどういうふうな仕組みを仕組んでいくかと。標準税率ちょっときついインパクトありますねというところで、言葉の問題もあり得るのではないかというぐらいの指摘をすればよろしいのではないかなと思います。

【碓井座長】 この3行目からの文章を読んでいると、これはあくまで租税政策というか、租税に着目した記述がある。それはある意味で、今の櫻井委員の御発言のようなですね。ただ、どうなんですかね。租税という観点から、標準税率という考え方は必要であると考えたというのは、そこがちょっと違和感を覚えるというか。実質的には、やっぱり横山委員が言われたように、交付税制度とか、あるいは地方債制度と密接な関連があって、そこで機能を発揮している面が強いわけですね。そこを一切書かないでいくとすると、この部分がちょっと違和感を私は覚えてしまうのですがね。つまり、国全体の租税政策があり、国税と地方の税制全体の大きな国民の代表に国会で決められるべきものと。ですから、これはもっぱら税制の問題として論じているのですが、ここは逆に強く出過ぎてしまう。だから、そこに交付税制度のことを持ち込めば弱まってくるのではないかという気もするのですが、うまい案はないでしょうかね。

これは平嶋審議官にでもお知恵をいただきますか。どうでしょうか。交付税のことに一切触れないという手もありますよね。

【平嶋大臣官房審議官】 先ほどおっしゃられた交付税との関係のところ、地方税法の中で、標準税率の定義は通常の、かつ交付税額の基準財政収入額に用いる率というふうに書いてありますので、交付税制度との関係も、ちょっとここは書いてありませんでしたけれども、多少書いた上で考えれば、標準税率という考え方は多分強いというところで、

標準税率が果たしている機能は必要だということでおっしゃられたのかなど、櫻井先生も横山先生も。だから「標準税率の考え方」と書いているから非常にきついで、「標準税率の果たしている機能」ぐらいの感じでいかがかと思いますが、どうでしょうか。

【碓井座長】 おっしゃるとおり、「標準税率の果たす機能」ですね。そういう記述でいきましようか。

「ただし」の使い方については、修文の際に気をつけることにいたします。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 審議官のおっしゃるとおりだと思います。この文章では違和感があるのは、我々が言いたい税率の自由度を高めることは必要であるというところに対しては、「地域主権改革の推進の観点から」というだけ説明があつて、「標準税率という考え方は必要であるとする」の結論に対して2行以上説明があるという、この上との逆転が、読む人の違和感を誘うのだと思います。ですから、「税率の自由度を高めることは必要である」とまず切った上で、この観点から見れば、標準税率の果たすこういう制度は確かに有用であるが、しかし問題点として我々が指摘すべきは、それがあまりに強い影響を及ぼしていると懸念されることなのだと。提案としてこういう要望もあるというような作りではありませんでしょうか。1つの案です。

【碓井座長】 どうもありがとうございます。大変いい御意見いただいたと思いますので、いかがでしょう。そういう方向で修文をさせていただきたいと思います。

26ページの最後、これも黒ポツで書いてあるところですが、2つございますが、この辺よろしいでしょうか。特に減税競争のことに言及しているところはよろしいでしょうか。行政サービスの低下につながっても、それは自分たちの選んだことだから仕方ないのではないかということになるのかどうかですね。

それでは、第5章、税務執行面における地方団体の責任という箇所についてでございます。この箇所につきましては、独立の章立てにすべきか否かということについて、必ずしも御意見の一致が見られなかったところですが、本日の案におきましては、一応独立の章立てにして記述をさせていただいているところでございます。御意見をいただきたいと思ひます。清原委員。

【清原委員】 ありがとうございます。この点については、私としてはこの「税制改正大綱」にも、平成23年度、24年度、改めて「地方団体の責任」というのが明記されておりますし、重要な課題であり、この研究会でも全く議論しなかったわけではありません。

ただし、私も、今日、御欠席の知事さんも類似した思いだと思いますけれども、あたかも現状が不十分なので改めて起こすというのではなくて、ポジティブにこれからの新しい自主・自立の税制及び新しい地方消費税の変化などに即した体制を整備するという機運を醸成するような書きぶりをしていただければありがたいと思っています。

その意味では、今回は淡々とその経過を書いていただくとともに、この章の中には、最終的には「総務省においても実態の把握や地方団体に対する助言を行うなど、必要な措置を講じていく必要がある」というふうに書いていただいております。ただ、例えばなんですけれども、そのすぐ上には、税務行政に対する納税者の理解を得るために最も重要なことの1つが、課税額を適切に算出し、確定させることであり、「課税額の誤り等がないように、今後とも不断の努力は必要である」と、こうあるのですが、例えばのニュアンスですけれども、これはなくても、「課税額を適切に算出し、確定させることについて、今後とも不断の努力が必要である」というふうにしていただければと思います。

また、繰り返しになりますが、先ほど座長から、全国知事会、全国市長会、全国町村会との意見交換を、税制調査会や、あるいは国と地方の協議の場でこの間実行してきていると。このことをもちろん今後も続けるべきであるということ、第5章に入れていただくのか、あるいは「おわりに」のところに第5章の内容も含め、今の国と地方の協議の場等々も含めて、今後の方向性の1つとして位置付けていただくということでもいいのかと思います。分量的にも第5章、1ページ足らずでございまして、このあたり、「おわりに」というか今後の課題というか、今まで言ってきたことを適切に定着させていくための1つの内容として、「おわりに」というところで残していただくのもあり得るのではないかなと思っております。以上です。

【碓井座長】 どうもありがとうございます。ほかに第5章について。

ちょっと私から、今から議論して間に合うことではないのですが。ご存じのように、確かに清原委員の聞きたくない台詞として、課税誤りというのがありまして、よく報道もされるのですが、なぜそういうことが問題になるかということをつぐっていくと、1つの要因は、国税は基本的に申告納税法式が採用されていて、地方の場合は、法人2税ですか、あちらは別として、あとは賦課課税法式によっているわけですね。そうすると、納税者のことを一番知っているのは納税者自身ですが、それを外部にある課税庁が事実を認定して賦課決定をしていくということですから、それは間違いも生じやすいですよ。そういうところがあるときに、課税しても、滞納処分を執行しないで放置している、そういう問題

は別として、最初の賦課処分の適正性を確保するというときに、そういう過誤というのは、生じる必然性がやっぱりあるような気もするんですよね。

そういう状況の中で、世の中の人には課税誤りという報道を見ると、ひどいことをやっていると受けとめるのですが、実はそうでもないところから、清原委員にしても石井委員にしても、納得できないというか、そういうことが起こるのだと思います。これは何か皆様から、その辺御意見ありますか。櫻井委員、どうぞ。

【櫻井委員】　今回、第5章というふうに一応立てていただいたのですが、私は前にいただいたバージョンの、今、碓井先生おっしゃられたところで、国税と地方税の確定法式の違いについて、資料17もつけていただいて、非常に有益なデータとしていいと思っていましたけれども、これをざっくり抜いてしまって、どうしてそんなもったいないことをするのかなど思ったのですが。

ですから、この表を見ると、国税の場合と地方税の場合とで、国税のほうがより現代的で、かつ合理的で取りやすいというのですかね。取るほうからすれば、効率化された仕組みになっているのに対して、地方税のほうは税目も多いし、まさに賦課課税でやっているというようなことで、ものすごい手間暇がもともとかかるような仕組みになっておりまして。つまり、現代化が十分にされていないのではないかというふうに私などは思って、問題の一番の根っこはそこにあるのではないかということ、むしろこの資料を見て感じたところでありまして。前のバージョンのその部分を、もったいないのでぜひ入れ込んでいただいたほうがいいのではないかというふうに思います。

それで課税誤りについても、別に自治体がさぼっているということを言っているわけではなくて、固定資産税の平成22年の最高裁判決でも明らかになったみたいに、話はもっと単純なところで、固定資産評価基準の適用が間違っていたと。したがって、滞納までいかないんですよね。その前の段階の、まさに最初の法執行のところで適用の基準を間違えていましたと。そして、十何年もたってしまいましたというようなことが、縷々問題になっているわけで。そんなことを考えますと、やっぱり間違っ取られたほうはかなわないので。

訴訟リスクの話も、今まで行政訴訟の話は議論が出てきていますが、結局国家賠償で最終的に救済されるということになると、さかのぼってざっくり損害賠償の対象になるということが、可能性としては出てきておるわけでありまして。そういうことも含めると、まさに法の最初の適用段階のその部分が、税務執行面における責任ですよ。そこを最初に

ちゃんとやろうというところは、これはむしろ大変大きな反響のあった判決ですので、そういう意味でも人々の関心の非常に強いところであり、そういうところを最初のところからしっかりやってねと。そうすると、税務調査についても、ちゃんと現地調査含めてやらなくては行けませんでしたというようなところを、本当にいろはの「い」とか「ろ」とか、その部分なのですが、できていないところが現実にあって、それが多くの人の知るところになったという状況を踏まえて書き込んでいただくとよろしいのではないかと。

あと、この研究会も、第1回目のこの研究会の趣旨というところを見ると2本立てになっていて、1つは自主的な判断を拡大するというのがあり、もう一つは執行の責任の拡大というふうに明示されております。そうだとすれば、責任と自主性の関係は車の両輪でありますので、責任の部分だけ軽視するのはおかしいのではないかと思いますので、この章はもうちょっと書き込んで、1ページではなくて2ページにしてもらいたいなど、具体的には思います。

それから、不服審査も落ちてしまっているのですけれども、固定資産の例も、固定資産評価審査委員会がちゃんと機能していれば、あるいは誤りを正せたかもしれなくて、そういうことをすると、ちゃんと行政レベルで、自治体レベルで誤りを正すということが、実はビルトインされているわけですので、そこについても少し精神を入れ直して、制度をちゃんとあるものを使うということも明示していただけるとよろしいかなと思っております。

【碓井座長】 住民をあまり駆り立てるのはよくないのですが、国税の場合には申告納税制度ですから、第一義的には自分のコストで税理士をお願いするなり何なりして税額計算をする。ところが、地方税の場合には、役所任せにしておけばいいと。あとからおもむろに文句があったら言ってくれ、こういうシステム。何か私は、そのどこかは改める必要があると。今回の自主・自立に関係ないのかもしれない。ひょっとしてそれに絡めると、地方税法の中で弾力化して、そういう義務を納税者に負わせる条例を制定していったいいという自主・自立を主張していくかという問題になるのですが、何か皆様、御意見ありますでしょうか。まあ、それ以上議論しないほうがよさそうですね。

では、第5章は、櫻井委員はもう少し拡充せよということですが、そういうことにしましょうか。

「おわりに」の箇所は、先ほどもちょっと私から強引に申し上げまして、清原委員からもあるいは御支持を得たかと思いますが、地方と国との協議なり何なり、そういったものを強調する文章を盛り込むということにしたいと思います。「おわりに」の箇所で、何か御

意見等ございますでしょうか。

先ほど私、申告納税制に絡んでいたのですが、「おわりに」の第1段落の一番最後のほうで、「冒頭で述べたように、税制を通じて、住民本位の地方自治の確立に資することを期待する」ということで、これは果たして私たちの報告書が、そういう基調ででき上がっているのだろうかということも、もう一度さっとおさらいして見ていただきたいと思います。いかがでしょうか。と申しますのは、地方公共団体の自主・自立ということと、住民本位の地方自治ということとが、果たして本当に合致するかどうかというのが心配なところでございます。大丈夫でしょうか、その辺は。清原委員。

【清原委員】 ありがとうございます。実はこの研究会の発端ともなっております国の考え方においては、この税制を通じて、「住民自治の確立を目指す」というふうに明記されておりました。でも私は、謙虚に、この用語について、この研究会のプロセスを振り返り、事務局に問題提起をさせていただきました。すなわち、いずれの自治体も、首長は、あるいは議会は、住民本位の地方自治を目指しております。間接民主制であり、首長も選挙で選ばれ、議員も選挙で選ばれておりますので、住民代表が「二元代表制」であるのが自治体です。そこで、いずれもが「住民本位」ということを目指しているわけです。

ただ、「住民自治」となりますと、住民の皆様が、それぞれの取り組みについて意思決定をする機会が限りなく増えなければいけないということになります。必ずしも「直接民主制」とイコールではないと思いますけれども、住民が自治をするというのは、例えばそれぞれの中学校区、小学校区の地域などで、コミュニティの事柄について協議の場が保障され、そして使うべき予算も保障され、何らかのことができるかということ、日本の基礎自治体の中では大半というか、多くはそれを目指しつつも、そこまでの域には達していないと思います。ただ、試行的には多くの取り組みがあつて、コミュニティセンターであるとか、あるいはコミュニティスクールであるとか、あるいはそれぞれの地域自治団体が試行的にそういう取り組みをしているところもあります。

ですから、将来的にも現時点でも、「住民自治」は目指すべきところですが、この研究会で議論してきた中身というのは、それを目指しつつも、「住民本位の自治」をそれぞれの自治体が進めていく上で、地域の特性や地域課題、社会課題に応じた税のあり方について、首長はもちろんのこと、議会も、また住民の中から提案があるかもしれません。そうした機運を育てていくための条件整備をするというところは、十分各委員が配慮されて議論してきたと思っています。したがって、「住民自治を実現する税制」について何らかの提案

をできるかという、座長が懸念されているように、私も謙虚に考えて、それはいきなりは難しいかなと思うのですが、「住民本位の地方自治」という概念であれば、この間皆様の熱心な御議論の中では、ここまででは言えるのではないかと考えます。以上です。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。実は、ここの研究会のテーマではないのですが、御承知のとおり、条例の制定・改廃の直接請求の箇所では、対象となる条例制定・改廃請求の中の条例の中には、地方税の賦課徴収というのは除外しているわけなんです。ですから、今日は議論しませんけれども、突き詰めていくと非常にデリケートな問題が出てくるということでございます。どうぞ。

【佐藤委員】 今、清原委員から熱烈な御発言があったところですが、28ページ、議論しなかった3ページも同じですが、「冒頭で述べたように」から最後までのところ違和感が少しあって。それは我々が何をやってきたかという、やはり「いかなる税制であるべきか」ということを議論してきたと思うのです。なので、これはあくまで個人的な印象ですが、結ぶとしたら、「住民本位の地方自治の確立に資する税制の実現を期待したい」というように、最後は「税制」にポイントがあるべきではないかと、個人的にはやや違和感を感じるように思います。可能であれば、最後はこういう税制となるべきだ、あるいはこういう税制を期待するというのが結びではなかろうかという趣旨です。

【碓井座長】 このいただいている横にある資料を見れば出てきているのかもしれませんが、当時の片山大臣から、どういう御下命があったのか記憶しておりませんが、この1ページを見ますと、「はじめに」ですね。ちょうど真ん中辺に、「本研究会（「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会」）は、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を進める上での諸課題について検討するために設置されたものである」、これは多分そうだったのでありましょうが、税制の上での住民自治ということは、必ずしもここでの議論ではなかったということは確かだろうと思います。そこで今、佐藤委員の言われたような御意見につながっているだろうと思います。

それでは、全体を通じて、どうぞ御意見を。今日必ずしも詳しく議論しなかった第1章、これは一応制度としても導入された箇所なので、そういうことも含めまして、全体についての御意見等ございませんでしょうか。それから、先ほど櫻井委員から、参考資料についても御意見が出て、入れておくようにという御意見もありましたので、そういうことも含めまして、御意見等ありませんでしょうか。清原委員、どうぞ。

【清原委員】 碓井座長は座長役に徹されて、なかなか御自身の思いを披瀝される時間

は少なかつたと思いますが、「はじめに」というところの位置付けですけれども、これは淡々とこれまでの経過が書かれているわけですが、特に3ページの「今年度は」というところ以降なのですが、例えば私たちが、おおむね方向性は一致したけれども、各論において、やはり論点を列挙するにとどまるところがあり、しかし、その論点の指摘というのは、私は今後の検討には有意義であると確信しているんですね。

したがいまして、碓井座長がこの「はじめに」というところに、もう少しこの淡々とした経過以外に、本当は集約したかったのだけれども、ここは列挙することがむしろ建設的であるというような、そんな感触を座長としてお持ちになったのではないかなと思ひまして、その辺は「はじめに」というところは、座長名でもいいのかなと思うぐらいでございます。これだけ多元的な議論をおまとめいただきましたので、もう少しこの間の検討会の雰囲気、議事録を読まなくても何となく伝わるような、そんな補強をしていただくことをお願いできればと思いますが、よろしく御検討ください。

【碓井座長】 大変ありがたい御発言をありがとうございます。実は本日のこの案を作成するに当たりまして、事務局とも相談いたしました。そのときに私は、むしろ様々な積極的な、内容は異なるのですが御意見をいただいた。それをそのままに残しておいたほうが、今後の政策決定に役立てていただけるので。ですから、そういう意味では選択肢も多くして、何も圧縮しないで記載するほうがいいではないでしょうかと、私は事務局にお願いしました。大変ありがたい御発言ですので、私が考えていたことを、そのところに付記させていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

それでは、間もなく予定時間がまいります。大変ふつつかな進行役にもかかわらず、御協力をいただきましてありがとうございます。これにて意見交換を終わらせていただきまして、委員の皆様からいただいた御意見等は事務局で整理していただきまして、修文として反映させ、最終的な報告書としたいと存じます。大変僭越ではございますが、具体的な修正内容につきましては、私に御一任をいただきたいと思ひますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【碓井座長】 ありがとうございます。それでは、私のほうで責任を持って報告書を取りまとめさせていただきます。なお後日、修正しました報告書(案)を事務局から委員の

皆様にお送りいたしますので、内容を御確認いただき、御了承をいただきたいと思います。そして可能であるならば、調整次第それを公表したいと思っております。

これで本日の議事はすべて終了いたしました。それでは、最後に、研究会の閉会に当たりまして、石津政務官から御挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

【石津総務大臣政務官】 昨年度から今回で計11回にわたる長丁場の研究会に、座長である碓井先生はじめ各委員の先生方には、本当にお忙しいところ御参集いただき、熱心なる御議論を賜りました。心から感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

この研究会の精神は、地域主権改革という大きなかさのもとで、地域の自主・自立というものを税制の面からどのように確立していくかということについて、御議論を賜ったと認識をしております。かなり将来にわたる慮りも含めて、大変貴重な形で論点を整理していただいたと認識をしております。本当にありがとうございました。

また昨年は、税制調査会のほうに、わがまち特例等々について斬新な御提言をいただき、この導入拡大等について本当に御努力いただきましたことを、重ね重ね感謝申し上げたいと思います。結果といたしましては、碓井先生のもとで報告書が取りまとめられるということではありますが、報告書をいただきましたならば、我がほうとしては、「わがまち特例」の導入拡大等、しっかりとこの税制調査会の議論の方向性に、大きな指針として活用をさせていただきたいと考えております。大変言葉少のうございますけれども、長い期間にわたる先生方に対する感謝の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。重ねまして、長い間皆様の御協力を賜りましたことに御礼申し上げます。これで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

[閉会]